

# 社会福祉法人杉の木会の役員及び評議員の報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杉の木会(以下「法人」という)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償費等について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席した時は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席した時は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会以外の日において、法人業務の運営のために業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の監督のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (役員及び評議員の慰労金)

第6条 役員及び評議員が退任した時は、別表 3 により退任慰労金を支払うことができる。

なお、別表 3 の慰労金相当額の商品券・記念品他に替えることもできるものとする。

但し、役員に就任して任期(2年)及び評議員に就任して任期(4年)を経過しないで退任したときは慰労金を支給しない。

その他、特別な場合は、理事会で協議し支給するものとする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	3,000 円	2,000 円
評議員会出席等	3,000 円	2,000 円

別表2 (第4条及び5条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	3,000 円	2,000 円
理事業務報酬等	3,000 円	2,000 円
監事監査指導報酬等	3,000 円	2,000 円
評議員業務報酬等	3,000 円	2,000 円

別表3 (第6条関係)

名 称	慰労金
理事長	30,000 円
理事及び監事	30,000 円
評議員	30,000 円

別表4 (第7条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
報酬及び旅費	1 日 3,000 円	2,000 円

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。